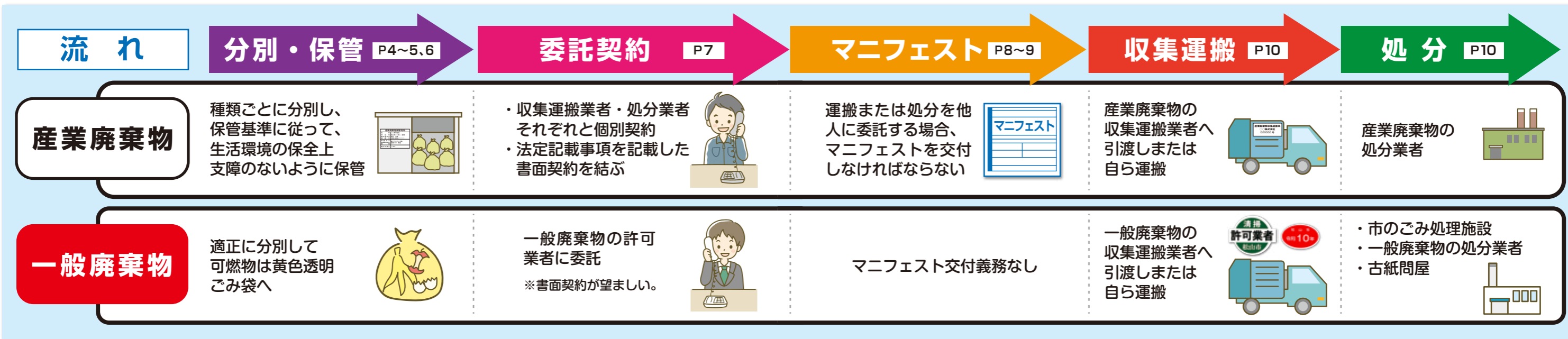


# ●事業ごみの処理の大まかな流れ



## 保管

産業廃棄物は、生活環境の保全上支障のないように適正に保管しなければなりません。

### 主な保管基準

- ①人がみだりに立ち入ることができないように保管場所の**周囲に囲いを設ける**こと
- ②廃棄物の**飛散流出、地下浸透を防止**し、悪臭が発散しないように保管容器に入れてシートをかけるなどの適切な管理をすること
- ③ネズミ、蚊、ハエ、その他の**害虫などが発生しない**ようにすること
- ④表示例のような**掲示板**を見やすい場所に設けること（縦横 60cm 以上）
- ⑤屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げることができる高さ、勾配等の基準に従うこと



【表示例】

産業廃棄物保管場所	
名称	〇〇株式会社
所在地	松山市〇〇町△△番地
責任者氏名	松山 太郎
連絡先	089-948-〇〇〇〇
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、廃油
最大の高さ	1.8m

60cm 以上

60cm 以上

**生ごみの袋にペットボトルや弁当容器などのプラスチックが混入していませんか?!**

このような場合、許可を受けていない業者への委託、委託契約書にない品目の委託などの法律違反で罰則の対象となる場合があります。  
事業者自らが責任を持って分別排出するようお願いします。



## 委託契約

産業廃棄物の処理（収集運搬・処分）委託のルールは、法律で定められています。また、収集運搬と処分は、別々の許可になります。排出する廃棄物の種類に応じて、それぞれの許可業者に委託してください。



### 契約のポイント

- 委託契約は必ず**書面**で行う。
- 収集運搬業者・処分業者**それぞれと個別契約**を締結する。
- 契約書には、**法定記載事項**を記載し、「許可証」の写しを添付する。
- 契約書および添付書類は、契約の終了日から**5年間保存**する。



### 主な法定記載事項

種類	法定記載事項
共通	委託する産業廃棄物の種類・数量
	委託契約の有効期間（開始年月日と終了年月日）
	委託者が受託者に支払う料金
	受託者の事業の範囲
	委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
	委託期間中に産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の運送方法
収集運搬	運搬の最終目的地の所在地
	積替え保管に関する情報
処分	処分・再生場所の所在地、方法、処理能力
	産業廃棄物が許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨 処分後に残さが発生する場合は、最終処分の所在地、方法、処理能力